

(お知らせ)

令和2年12月17日
防衛省

小型無人機等飛行禁止法に基づく対象防衛関係施設の指定について

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）第6条第1項及び第2項並びに第4項の規定に基づき、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の敷地又は区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を指定する旨告示しました。

一定の周知期間として10日間を経過した後（令和2年12月27日以降）、これらの対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の上空における小型無人機等の飛行は原則禁止されることになります。小型無人機等の飛行を行おうとする場合には施設管理者の同意を得る等所定の手続が必要となります。

詳細は防衛省ホームページを御参照ください。

（参考）対象防衛関係施設として新たに指定される13施設

- ・ 陸上自衛隊木更津駐屯地
- ・ 航空自衛隊松島基地
- ・ 航空自衛隊小牧基地
- ・ 航空自衛隊美保基地
- ・ 航空自衛隊芦屋基地
- ・ 航空自衛隊秋田分屯基地
- ・ 航空自衛隊新潟分屯基地
- ・ 情報本部東千歳通信所
- ・ 情報本部大井通信所
- ・ 情報本部小舟渡通信所
- ・ 情報本部美保通信所
- ・ 情報本部太刀洗通信所
- ・ 情報本部喜界島通信所